

使用料及び手数料の見直しに関する方針

令和3年9月

長久手市

目 次

1	見直しの趣旨	1
2	基本的な考え方	1
3	方針の対象	1
4	使用料の算定方法	2
5	手数料の算定方法	5
6	見直しの実施時期	5
7	激変緩和措置等	6
8	市外利用者の料金の設定	6
9	減免の規定	6
10	その他	7

1 見直しの趣旨

本市は、平成31年4月に長久手市行政改革指針を改定し、平成30年度に策定した第6次総合計画の基本目標のうち「市民から信頼される市政運営」を指針の重要基本目標に設定しています。また、行政改革指針では、重要基本目標の達成に向けた重点課題のひとつに「経営改革の推進」を掲げ、具体的な取組として「受益者負担の適正化」に取り組んでいくこととしています。

受益者負担の適正化について、現在のサービスの原価を把握し、特定のサービスの提供に必要な経費を利用する方に適正に負担していただくことは、サービスの水準を維持し、本市の財源を必要な事業に適切に配分していく上で重要な取組となります。

本市では、これまで、消費税率引上げに伴う使用料・手数料の見直しや、利用時間単位の見直しなどは実施してきましたが、料金算定に係る統一的な考え方が整理されておらず、また、維持管理費の増加や、公共施設の老朽化による改修費用の増加など、昨今の社会情勢を踏まえた見直しがされていない使用料・手数料もあり、受益者負担のあり方を見直す必要がありました。今後、効果的かつ効率的な市政運営の実現のため、使用料・手数料の抜本的な見直しを進めていきます。

2 基本的な考え方

使用料及び手数料の見直しは、次の3つを基本方針として行います。

(1) 算定方法の明確化

受益者に応分の負担を求めるにあたり、積算根拠を明確にするため、運営経費から算定する統一的な方式により使用料及び手数料を算出します。

(2) 受益者と行政の負担割合の設定

サービスを利用する人と利用しない人とでサービスの必要性に偏りがあるため、こうした状況を利用者（受益者）負担に反映させ、受益者とそうでない人（税金負担＝行政）がどの程度で負担するのかを設定します。

(3) 減免適用の厳正化

使用料の減免は、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限られる特別な措置であることを踏まえて、その適用に当たっては、負担の公平性を損なうことのないよう厳格な制度解釈のもと、公正に取り扱うものとします。

3 方針の対象

本方針の対象は、各公共施設の設置条例に規定された使用料や、長久手市使用料及び手数料条例に規定された手数料とします。

4 使用料の算定方法

使用料の算定方法のうち、公共施設の使用料の算定については、「算定基準額」に「受益者負担割合」を乗じて算定するものとします。

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{受益者負担割合}$$

(1) 算定基準額の算出方法

使用料に算入する経費は、施設の運営及び維持管理に要する費用で、人件費、維持管理費（経常経費のみ）及び減価償却費の合計とします。

なお、用地取得費は、算入経費に含めないものとし、減価償却費は、定額法に基づくものとします。

また、算入経費の算出にあたっては、原則として、見直しを行う年度に入手可能な直近3か年度の人件費、維持管理費（経常経費のみ）及び減価償却費の決算額の平均値を用いるものとします。

$$\text{算入経費} = \text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}$$

- ① 屋内施設（専用）の算定基準額〔会議室、ホール、実習室、体育館、武道場など〕
会議室や屋内の一定のスペースを占有して利用する施設については、算入経費をもとに $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ あたりの単位基準額を算出し、これに貸出面積と利用時間を乗じて、1室（1区画）の利用にかかる算定基準額を算出します。

$$1 \text{ m}^2/\text{h} \text{ の単位基準額} = \text{算入経費} \div \text{施設の合計面積} \div \text{年間利用可能時間}$$

$$\text{算定基準額} = 1 \text{ m}^2/\text{h} \text{ の単位基準額} \times \text{貸出面積} \times \text{利用時間}$$

- ② 屋外体育施設の算定基準額〔グラウンド、野球場、テニスコートなど〕

グラウンドやテニスコートなど、屋外の一定スペースを占有して利用する施設については、面積によって使用料に差が生じることは適当ではないため、算入経費をもとに当該施設の1時間あたりの単位基準額を算出し、これに利用時間を乗じて、1施設（1区画）の利用にかかる算定基準額とします。

$$1 \text{ 時間あたりの単位基準額} = \text{算入経費} \div \text{年間利用可能時間}$$

$$\text{算定基準額} = 1 \text{ 時間あたりの単位基準額} \times \text{利用時間}$$

③ 個人利用施設の算定基準額〔プール、トレーニングジムなど〕

プールやトレーニングジムなど、一定のスペースを不特定多数の人が共同で利用する施設については、算入経費をもとに利用者1人あたりの単位基準額を算出し、これを1施設の利用にかかる算定基準額とします。算定にあたって、年間利用者数は、見直しを行う年度に入手可能な直近3か年の平均値とします。

$$\text{算定基準額（単位基準額）} = \text{算入経費} \div \text{年間利用者数}$$

なお、時間単位で使用料の設定をする施設については、利用者1人・1時間あたりの単位基準額を算出し、これに利用時間を乗じて、1施設の利用にかかる算定基準額とします。

$$(\text{算定基準額} = \text{算入経費} \div \text{年間利用者数} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{利用時間})$$

④ その他の施設の算定基準額

上記①～③による基準額の算出が困難な施設については、その施設の運営・管理や利用の状況などを踏まえて、個別に算定基準額を算出します。

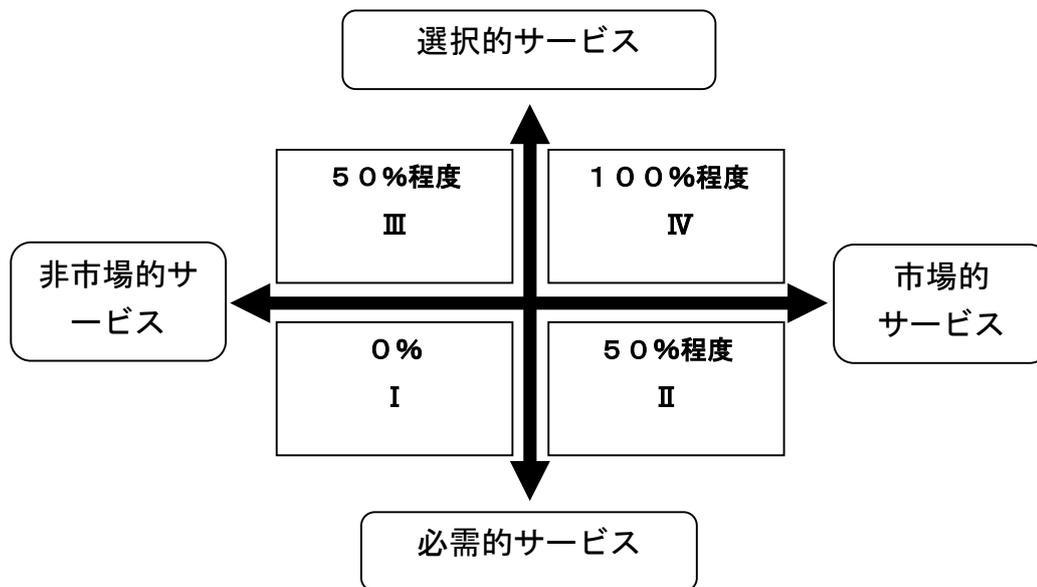
(2) 受益者負担割合の設定

公の施設には、市民の日常生活に必要不可欠でありながら、市場では供給されないもの、また、民間でも類似のサービスを提供しているものなど、さまざまな施設が存在します。このような施設の性質の違いを考慮せず、一律一律な負担を求めると、かえって公平性・公正性を損なうこととなります。そこで、各施設のサービスの性質によって区分し、受益者と行政の負担割合を設定し、下図のように4つの領域に分類します。

行政サービスを、「必需的／選択的」「市場的／非市場的」の2つの視点に基づき、IからIVの4つの領域に区分し、それぞれに負担割合を設定します。

- ・ 必需的サービス…市民生活に必要不可欠なサービス
- ・ 選択的サービス…人により必要性が異なり、個人が選択的に利用するサービス
- ・ 市場的サービス…民間でも同様に提供されている又は提供可能なサービス
- ・ 非市場的サービス…民間ではあまり提供されていないサービス

【各区分の受益者負担割合】



分類	施設の種類
I	日常生活には不可欠で、行政が提供すべき施設 例) 公園、義務教育施設 (学校開放施設を除く)、図書館など
II	日常生活には不可欠で、主として行政が提供するが、民間にもあるサービス
III	日常生活を快適にするもので、個人によって必要性は異なるが、民間では事業規模や事業内容により、広く提供されることが期待できないサービス 例) 公民館等生涯学習施設、コミュニティ施設、福祉施設 (会議室)、体育施設 (体育館、野球場など)、学校開放施設、文化施設など
IV	日常生活を快適にするもので、個人によって必要性は異なり、民間でも収益性を持って提供されていたり、民間の施設でも一部利用できるサービス 例) 体育施設 (トレーニングルーム、テニスコートなど) など

※ただし、特殊機器等を使用する施設については、上記分類によらない。

【算出イメージ】

会議室 1 を 2 時間使用する場合の使用料

(運営コスト：人件費 200 万円/年、維持管理費 500 万円/年、減価償却費 300 万円/年)

(年間利用可能時間：4,000 時間/年)

施設 A	合計面積	会議室 1	会議室 2	事務室
面積	500 m ²	50 m ²	200 m ²	250 m ²

○算入経費＝人件費 200 万円＋維持管理費 500 万円＋減価償却費 300 万円＝1,000 万円

○単位基準額＝

算入経費 1,000 万円÷合計面積 500 m²÷年間利用可能時間 4,000 時間＝5 円

○算定基準額＝単位基準額 5 円×会議室 1 50 m²×2 時間＝500 円

○使用料＝算定基準額 500 円×受益者負担率 50%＝250 円

5 手数料の算定方法

手数料の算定については、人件費と物件費の合計とし、その役務の提供がそれを必要とする受益者個人の必要によるものであるため、受益者負担割合を 100% (実費) とし算定し、近隣自治体との均衡を勘案して決定します。

なお、以下の手数料については見直しの対象外とします。

- ・金額が法令等により定められているもの
- ・国・県等の基準に準じて定められているもの

手数料＝算定基準額＝人件費＋物件費

算定基準額の算出に当たっては、人件費として 1 件あたりの処理時間に応じた人件費と、1 件あたりの処理に必要な物件費を合計して算出します。原則として、物件費は見直しを行う年度に入手可能な直近 3 か年度の決算額の平均値を用いるものとします。

1 件あたりの人件費＝1 分あたりの人件費×1 件あたりの処理時間 (分)

1 件あたりの物件費＝物件費÷年間処理件数 (直近 3 か年度実績)

6 見直しの実施時期

利用者に対する混乱や事務の煩雑化などを考慮し、原則 5 年ごとに見直すこととします。

ただし、物価等の変動や稼働率、施設の改築などの変化に対応するため、必要に応じて見直すことができるものとします。

7 激変緩和措置等

使用料・手数料は、受益者負担の原則に基づき、明確かつ統一的な算定方法を定めて算定することによって、市民の皆さんにとって公平で適正なものとなります。しかし、その算定方法により算定した使用料・手数料が、現行の水準を大幅に上回ることになれば、利用者にとって大きな負担となり、施設の利用者が激減することや、市民生活に大きな支障となる事態が発生することも考えられます。逆に、現行の使用料・手数料を大幅に下回ることになれば、近隣自治体や民営の施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れもあります。

このため、使用料・手数料の改定にあたっては、改定後の使用料が急激に変化することがないように、原則として、改定の上限については1.5倍、下限については0.7倍を限度とします。

8 市外利用者の料金の設定

公共施設は、多くの自治体で市民（在学、在勤者等を含む。）だけでなく、市外からの利用者にも広く利用されています。また、本市の市民も他自治体の公共施設を利用する場合があります。

市内・市外利用者の料金設定は、利用予約上の優先等により、市民の利用に支障がなければ、特に施設の性質上やむを得ない場合を除き、施設の有効活用、利用促進の観点からこれまでどおり同一とします。

9 減免の規定

これまで、各施設において、社会教育団体や社会福祉団体、地域住民団体などの活動を支援、推進するため、施設ごとに減免を行ってきました。今回の見直しでは、公共施設の使用料の算定にあたって、サービスを利用する人と利用しない人とでサービスの必要性に偏りがあるため、こうした状況を反映させ、利用者に相応の負担をしていただく「受益者負担の原則」を基本としています。使用料の算定にあたっては、かかった経費の全額ではなく、受益者負担率（0～100%）を設定しており、施設によっては、その時点で既に免除又は減額されていると考えることもでき、その上でさらに減免を適用すれば二重の減免といえ、その施設を利用していない市民の税金による補てんがさらに増すことにもなります。

しかしながら、市民や各団体が実施する公益性が認められる活動については、市民と行政の適切な役割分担（市民協働）を推進するといった観点から、市民や各団体と行政が公益的な役割と負担をともに担う必要があります。

こうした状況を踏まえ、減免は受益者負担の原則の例外とし、別途定める基準に沿って限定的な運用とします。

具体的には、免除の基準を、市が事業を主催、共催する場合などに限定し、それ以外は、活動の公共性やこれまでの経緯を勘案して、使用料の1/2程度を上限に減額を行うこととします。

【主な免除の基準】

- 市または市の機関が行政目的のために利用する場合
- 指定管理者が、市からの受託事業を実施するために利用する場合
- 市又は市の機関が構成員となっている研究会、連絡会、協議会等がその設置目的のために利用する場合
- 国若しくは愛知県の機関または市の加入する一部事務組合若しくは広域連合が行政目的のために利用する場合
- 市立小学校又は市立中学校が教育目的のために利用する場合

10 その他

- (1) 料金算定時の端数処理については、10円単位とし、10円未満の端数は切り捨てるものとします。
- (2) 料金設定にあたっては、過去の改定状況や近隣市町の状況、民間施設の状況、同種の使用料・手数料のバランス、現在の利用状況等も考慮しながら見直しを行います。
- (3) 受益者負担の軽減に向けて、効果的かつ効率的な運営の実施により、一層の経費削減に努めます。